

日本共産党を代表されました、高木議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、国の地球温暖化対策に関わっての温室効果ガス削減についてであります。

国は、「京都議定書」において、2008年度（平成20年度）から、2012年度（平成24年度）の5年間で、平均6%の温室効果ガスの削減約束の達成義務があります。

また、2050年（平成62年）までの長期目標として現状から60～80%の削減方針であり、2020年（平成32年）までの中期目標として14%の削減は可能との見通しを明らかにしたところであります。

今後、低炭素社会の実現に向け、国、地方自治体、事業者、国民が一体となってそれぞれの役割を着実に果たしていく必要があるものと考えております。

事業者は、自主行動計画に基づき、操業効率の改善、設備の効率化による省エネルギー対策、技術革新などによる二酸化炭素の削減に取り組まれていると認識しております。

また、国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、大規模排出事業者の 2006 年度（平成 18 年度）の温室効果ガスの排出量を公表し、削減努力を促しているところであります。

次に、「福山市地球環境保全行動計画」についてであります。

地球環境問題は、私たちの生活や経済活動とも深く関わっていることから、地域の環境を保全するとともに、地球環境問題に向け、市民、事業者、行政が、それぞれ、取り組む行動指針として定めたものであります。

市は率先して、省資源、省エネルギーや環境学習の推進などに取り組んできたところであり、市民、事業者、行政が一体となって環境にやさしいライフスタイルづくりや環境に配慮した事業活動などに努めているところであります。

以上

次に、後期高齢者医療制度についてであります。
本制度は、急速な少子高齢社会の進展の中で、国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度を将来にわたり、持続可能なものとするとともに、高齢者世代と現役世代が、ともに支えあう公平で分かりやすい医療制度とするため、創設されたものと考えております。

次に、国民健康保険制度から移行した被保険者の保険料負担についてありますが、国民健康保険制度は、世帯単位で賦課する仕組みであることから、世帯単位での比較となりますが、保険料が減少する世帯は約 15300 世帯で、その割合は約 78 % と見込んでおります。

また、保険料が増加する世帯は、4200 世帯でその割合は約 22 % と見込んでおります。

次に、軽減制度についてありますが、本制度の運営主体は広域連合であり、県内 23 市町で統一した取り扱いが必要であることから、広域連合において、検討することが基本と考えております。

以上

次に障害者施策についてであります。

障害者自立支援法の利用者負担については、国の「特別対策」及び「緊急措置」により大幅に軽減され、今後、国において制度の抜本的見直しが実施されることとなっております。

本市としては、見直しに当たって、負担が利用者の所得の状況に見合ったものとなるよう、国に要望しているところであります。

次に、後期高齢者医療制度の実施に伴う重度心身障害者医療費助成のあり方については、超高齢社会へ向かう中、今後とも制度を維持し続けることが出来るよう、老人保険制度の場合と同じ公費負担の範囲内で後期高齢者医療制度への、加入の任意性が担保されるよう、広島県において定めたものであります。

国において、後期高齢者医療制度の運用改善等が議論されているところでもあり、本市としては、なお、推移を見定める必要があるものと考えております。

後期高齢者医療制度に加入されずに県制度適用から外れる部分を、本市独自に助成した場合の所要額につきましては、対象人数、激変緩和措置等、不確定な要素があり、試算が困難であります。

受給者数を現時点のままで、65歳から74歳までの全員を対象とした場合、最大で、年間2億円程度になると見込まれます。

次に、障害児施策についてであります。
障害児の療育に関しては、これまでも、児童デイサービス施設「あしび園」や「第2あしび園」の整備等に取り組んでまいりました。

また、発達障害などの要支援児の増加に伴い、県へ対応を要請しておりましたところ、本年度、福山若草園での専門外来の開設等新たな事業が実施されることとなったところであります。

今後とも、早期療育に取り組んでまいります。

障害者自立支援法の対象範囲の拡大については国の見直し項目としてすでに検討が始まっているものと理解しております。

以上

次に高齢者施策についてであります。

まず、後期高齢者医療制度など各種制度改正に伴う高齢者の生活不安についてであります。

少子高齢社会の進展の中、持続可能な制度の構築を目的に、医療、福祉、税制などの見直しが行われ、高齢者にとっては経済的に不安定で厳しい状況に置かれていると考えております。

住民税における年金控除の縮小等については、少子・高齢化が進展する中、現役世代の活力を維持し、世代間及び高齢者間の公平を図る観点から、担税力に応じた負担を求めるために改正されたものであります。

国においては、税の配分や社会保障制度全般について高齢者にやさしい施策の構築を願うものであります。

次に、2006年度（平成18年度）税制改正時における65歳以上の老年者控除と老年者非課税措置の廃止に伴い、市民税で3億4千万円・県民税で2億1千万円、住民税合計では5億5千万円であります。

次に、介護保険制度の改善についてであります。
まず、税制改正により介護保険料が上昇した被保険者の人数は、2006年度（平成18年度）実績値で、10,637人となっており、これらの対象者の方に対しましては、介護保険料の急激な上昇を抑えるための激変緩和措置を2006年度（平成18年度）から2008年度（平成20年度）の間において講じているところであります。

次に、介護保険特別会計の剰余金の活用方法につきましては、第4期介護保険事業計画を策定するにあたり、負担のあり方を検討するなかで、その活用を図ることとしているところであります。

次に、食費負担軽減策につきましては、第3期介護保険事業計画期間内における、介護保険サービス利用時の低所得者対策として独自に実施してきたものであります。

次に、特別養護老人ホームの増設についてありますが、今後、国から第4期介護保険事業計画策定に向けての新たな指針が示されることとされており、これらを踏まえるなかで検討を進めることとしているところであります。

次に、国民健康保険税についてであります。

まず、国民健康保険制度の運営改善に関する要望につきましては、健全運営を図る観点に立って、広島市長会や全国市長会から行っているところであります。

次に、保険税の引き上げについてありますが、国保事業の継続的安定運営を図るため、増大する医療費に対応し、この度、やむなく保険税引き上げのための税率改定をお願いしているところであります。

本年度においては、必要額の1／2について基金を充当するとともに、前年度決算剰余金も充当し、急激な上昇を抑制することとしておりますので、ご理解をお願いします。

次に、保険税の特別徴収についてであります。

医療保険制度改正に伴う地方税法の一部改正により、保険税についても、年金受給者の納税の利便性の向上を図るなどの観点から特別徴収制度が導入されたところであり、本年10月支払い分の年金から開始することとしておりますが、先般、国において、年金からの特別徴収の緩和措置が決定されたところであります。

次に、資格証明書についてであります。

資格証明書につきましては、引き続き、実態調査等の取り組みにより、交付抑制を図るとともに、被保険者の立場に立った適切な制度活用が図れるよう、本年10月の被保険者証いっせい更新時にむけ、検討しているところであります。

以上

次に、乳幼児等医療費助成制度についてであります。

乳幼児等医療費助成制度は、乳幼児等の疾病の早期発見と治療を促進し、その健やかな育成を図るために実施しているものです。

本市においては、県制度を踏まえ、さらに独自の助成対象年齢の拡大も行い、実施しているところであり、現段階では、対象年齢の拡大は考えておりません。

なお、国レベルでの財政支援措置につきましては、市長会を通じ、要望しているところであります。また、一部負担金につきましては、この制度の安定的・持続的な運営のため、無理のない範囲でご負担を頂いているものであり、現行でご理解をお願いします。

以上

次に、住宅リフォーム助成制度についてであります。

住宅改修につきましては、公的資金の融資並びに助成制度が拡充されている現状から、新たな市の助成制度を創設することなく、既存の制度の活用で、中小建設業者の受注の確保はできるものと考えております。

以上

次に、小規模修繕契約希望者登録制度についてであります。

本市が発注する建設工事については、地元企業の健全育成の観点から、福山市建設工事等競争入札参加資格を有する市内の建設業者に発注することを基本といたしております。

公共工事においては、小規模の修繕工事といえども適正な履行確保の観点から、資格を有しないものへの発注については、慎重に対応する必要があると考えております。

以上

次に農業振興についてであります。

世界的な食料価格の高騰や、わが国食料自給率の低下は、国民生活に直結する、大きな課題と認識しております。

これらの問題の解決には、「各国が備蓄している食糧の国際市場への放出」「原料を食料作物に求めないバイオ燃料の研究と実用化」「農産物の輸出規制の自粛」など、さきの「食料サミット」で、福田首相が述べられましたが、これらの政策を通じて、世界の食料需給の安定化が図られることが、重要と受け止めております。

なお、コメの価格保障や農家への所得保障、輸入については、国において対応されるべき事項であると考えております。

以上

次に、芦田町の圃場整備についてであります。

まず、神辺町地域で行っています「村づくり交付金事業」の圃場整備については、圃場整備地内において市道の新設、改良を含めた事業となっております。

又、芦田町地域で行われている非補助の圃場整備事業の事業費は、事業主体である福山市土地改良区から、全額個人負担で施行していると伺っております。

芦田町の道路改良につきましては、地域の長年の道路改良の要望に応えるため、圃場整備と道路整備を一体的に行うことで、最も効率的、効果的な整備が進められることから、地元の合意形成が整った地域から、順次、事業に着手しております。

圃場整備地内の施行の用地買収につきましても、ほかの市道改良と同様に本市の「一般市道 道路改良工事に伴う用地買収及び建物等移転補償の取り扱い」により適切に行っています。

次に、農地転用についてであります。圃場整備された農地は、優良農地であるため、農地として利用されることが基本であり、国の補助事業に係る年数について、法による定めはありますが、非補助事業につきましても、国の補助の主旨を踏まえた対応が必要と考えております。 以上

次に、保育行政についてであります。

保育所給食は、国の示す保育所運営基準にもとづいて実施しており、完全給食については困難であります。

スキムミルクについて、児童が必要とする栄養素を合理的に含んだ良質で安価な食品であり、継続して使用してまいります。

以上

次に、鞆港埋め立て架橋についてであります。

まず、景観についてであります。

これまでも説明したとおり、本計画は、新たな道路と港湾、駐車場等を一体的に整備することにより、交通問題をはじめ鞆町が抱える諸問題の抜本的改善を図るものであります。

景観保全の観点から計画反対を唱える声もありますが、住民、学識者にもご参加いただいた景観検討委員会などで検討を重ねた結果の計画であり、背後の町並みなど周辺景観との調和に最大限配慮しつつ、後世に誇れるような建造物となるよう整備を図るものであり、鞆町が有する歴史的・文化的な価値を認識しているからこそのものであります。

次に、交通量についてであります。

7 3 0 0 台が鞆町を通過するとありますが、その値は、道路規格を決定する上で用いた橋梁部の前後を含む一連区間の県道の交通量であり、実際に橋梁部を通行する2 0 3 0 年（平成4 2 年）の交通量は5 1 0 0 台と予測されております。

独自に行われたとされる調査で2 0 0 0 台程度と推計された交通量とは、単に鞆町外縁の南北2 測点で通過交通のみを把握されてのものと思いますが、広島県が実施した2 0 0 6 年（平成1 8 年）

の現況調査によると、県道未改良区間は、多いところで4600台の交通量を有しております。市街地に隣接しアクセス性に優れた道路は、住民、観光者など多くの人々に利用されるものであり、将来交通量5100台は、至って妥当な数値であると考えております。

また、環境影響評価についてであります。気象データについては、評価にあたり「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、現地調査結果と類似した常時測定局を選定したものであります。

詳細につきましては、昨年、公有水面埋立法に基づく縦覧供されており、また、事業説明会でも、概要ではありますが、環境影響評価についての説明を行っております。

そして評価結果は、工事中及び事業後ともに環境に与える影響は小さいものとして報告しております。

この計画について、当初から幾度となく説明会を行っておりますが、一昨年前の意見交換会や出願前の事業説明会には私も自ら出席し、住民の皆さんに韌への思いを述べ、この事業の必要性を訴えてまいりました。

一部住民の方にご理解いただけなかったことは残念に思いますが、この計画は、50年後、100年後、住民の皆さんが安心して暮らせ、多くの観光者が住民と触れ合いながら観光を満喫できるような、鞆町の将来を描いてのものであり、大多数の住民の悲願でもあるこの計画の早期実現が果たせるよう、更に努力してまいりたいと考えております。

以上

次に、福山城遺構の歴史的価値についてであります。

今回発掘した遺構は、福山城南端の大手門から東側にあたる外堀で、舟入及び御水門については、城郭から入川を通して瀬戸内海へ通じる門戸であり、海へ開かれた福山城郭の特質を示す部分であります。

教育委員会からの報告によると、舟入の南側と西側の石垣は当時の姿をほぼとどめていましたが、北側の石垣は、明治期以降の構築であります。

東側の石垣についても、基礎石から高さ1メートル付近までは築城当時の姿を残していますが、上部は明治期以降に積み替えられていました。また、御水門には、水面までの間に、船着場であった石段の一部が残っていましたが、二重櫓跡では、建物遺構は検出されていないということです。

外堀、舟入、御水門、二重櫓がいずれもほぼ古絵図どおりの位置に検出され、築城当時の規模が判明すると共に、明治期以降、その時代の町づくりに応じた土地の利活用の変遷がわかる遺構であると考えております。

駅前広場の整備につきましては、誰もが安心して利用することのできる安全性と利便性を備えた、快適な交通環境をと整えるため、有識者や交通事業者、市民代表等からなる福山駅周辺整備推進協

議会を設置し、それぞれのご意見を伺う中で、その指針となる基本方針を策定し、取り組んでいるものであります。

この度の発掘調査により確認されました福山城遺構の保存・活用方法につきましては、交通結節点として駅前広場に必要とされるターミナル機能を確保した上で、福山城の歴史がしのばれるものとなるよう、可能な限り、現状のまま、見える形で残していくという考えであり、教育委員会と調整を図りながら、案を取りまとめてまいる考えであります。

以上

次に、幹線道路網整備についてであります。

まず、国土交通省の福山河川国道事務所における関係者への対応につきましては、改正道路整備費財源特例法等の関連法案が成立するまでの間は、道路特定財源の暫定税率分の失効に伴い、暫定的な予算執行となる旨を、事前に説明したものであります。

この対応の中で、「事業ストップ」や「物件調査等がなかったことに」等の発言はしておらず、また、調査の中止等の事実もない旨を伺っています。

次に、道路特定財源の一般財源化に伴う、道路計画の見直しにつきましては、一般財源化が実施されても、真に必要な道路整備は維持される方針と伺っており、福山道路等の見直しは考えておりません。

次に、土地開発公社における福山道路の事業用地先行取得につきましては、確実に償還される資金制度に基づいて、実施したものであります。

次に、「市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」では、事業に着手している福山道路等は対象となりませんが、関係学区においては、円滑な事業実施を図る観点から、関係者の合意形成に向けて、段階に応じた説明や協議の場を設定して、関係者の理解を得るべくして対応しているほか、瀬戸学区においては、事業説明会終了後も、説明責任を果たすべく、個別対応を実施しているところ

るであります。

つぎに、福山道路等の整備につきましては、本市の安定的な発展に欠かせない施策と考えており、引き続き、事業者である国・県と一体になって、早期実現を推進してまいる考えであります。

以上

次に、「福山市耐震改修促進計画」についてであります。

本市では、地震被害の軽減を図るために、住宅、及び多数のものが利用する建築物の耐震化率の目標を90%としてところでありますが、3階建て以上で、1000㎡以上の市営住宅につきましましては、耐震化率は、ほぼ100%となっており、今後、小規模の市営住宅については、利用形態を見極める中で、計画的に耐震化を進めてまいりたいと考えております。

また、災害時の避難施設となる屋内運動場について、優先的、計画的に耐震補強工事を進めております。

なお、校舎の耐震補強につきましましては、建築経過年数・工事方法・工事期間等を勘案し、検討しているところです。

今後、法改正の趣旨を十分踏まえ、学校施設の耐震化に努めて参ります。

次に、耐震改修助成制度についてであります。受託の耐震化を促進するためには、市民自らが耐震化対策の必要性についての認識をもつことが大切であります。

そのために、「広報ふくやま」の活用、自主防災訓練、自治会等との連携による、出前講座や、相談会を積極的に行い、市民への意識啓発を図ってまいります。

また、今年度より実施する、耐震化推進費補助も活用するなかで、耐震化の促進に努めてまいります。

以上

教育行政についてお答えします。

はじめに、中学校給食についてであります。

中学校給食の実施に当たっては、必要な施設。設備や運営に要する経費は設置者負担であることから、今日の厳しい財政状況を勘案し、また中学生では、量や嗜好等において個人差が大きく、一律の給食提供には課題もあることから、現行のミルク給食を継続してまいりたいと考えております。

次に児童館についてであります。

本市においては、児童館が有する機能について、既存の公共施設の多面的な活用を図る中で対応しているところであり、引き続き取り組んでまいります。

以上

次に、就学援助についてであります。

認定率につきましては、それぞれの地域の経済状況、所得実態等により、差異が生じる面も大きく単純に比較することは適当でないと思いますが、
2005年度（平成17年度）の全国の中核市の小学校平均12.01％に対し、本市は12.45％

中学校平均12.16％に対し、本市は13.17％となっております。

なお、学用品費等の支給額については、三位一体改革による国庫補助の廃止を受けて行った措置であります。

今後、就学援助費支給規則に基づいた適正かつ公正な認定に努めるとともに、引き続き、国に対し、本制度の充実を強く要望してまいります。

以上

次に、人権・同和行政についてであります。

まず、部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましては、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断する中で、福山市補助金交付金規則に基づき交付しているものであります。

また、福山市人権交流センターにおける部落解放同盟福山市協議会及び、部落解放同盟広島県連合会東部地区協議会への事務所の使用許可につきましては、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることやセンターの運営上支障がないことなどから使用許可をしているものであります。

以上